

1. 概要

1.1 草津市の概要

草津市は滋賀県の南東部に位置し、南北約13.2キロメートル・東西約10.9キロメートルとやや南北に広がった地域であり、総面積67.92平方キロメートル、世帯数は53,365世帯、総人口は127,269人（平成25年11月30日現在）となっている。

東海道と中山道の分岐・合流の地であった草津は、今でもJR東海道本線（琵琶湖線）、名神高速道路、国道1号の国土主要幹線が市域を通過していることから、交通の要衝として、滋賀県下で中心的な役割を果たす都市となっている。



出典：第5次草津市総合計画

図 草津市の位置

1.2 背景

少子・超高齢社会の到来、人口減少、地球規模での環境問題への対応など、日本は時代の変革期にある。また、同時に地域主権の本格的な到来に備え、都市としての自立性を高め、自らの知恵と努力により、個性あるまちづくりと効果的かつ効率的な都市経営が求められる時代になっている。

そのような背景のなか、草津市では、沿道利便施設の立地や人口増加等に伴う都市機能の分散化、あるいはモータリゼーションの進展等により、交通渋滞の慢性化や公共交通機関の脆弱化等の問題を招き、市民や来訪者にとって円滑な移動がしにくいまちになりつつあるため、その対策が急務となっている。

1.3 目的

草津市では、草津市都市交通マスタープランを作成することで、交通施策とまちづくりが一体となって、自動車への過度な依存から公共交通中心へのライフスタイルへの転換、少子・超高齢社会、人口減少に対応した交通環境の整備や徒歩、自転車と公共交通を軸とした集約型都市構造の実現を目指す。

また、草津市都市交通マスタープランにあわせて、草津市総合交通戦略を策定することで、JR駅での乗り換えの円滑化や路線バス・コミュニティバス（まめバス、草津・栗東くるっとバス）の利用環境の改善、自転車走行空間・歩行空間の整備、新交通システムの導入など、都市交通マスタープランに定められた目指すべきまちの姿の実現に向けた戦略施策を推進する。

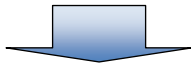
1.4 位置づけ

草津市都市交通マスタープランは、第5次草津市総合計画等の上位計画及び関連計画との整合性を保ちながら、都市交通で目指す将来像や都市交通のあり方等を示すものである一方、草津市総合交通戦略については、それを実現するための総合的かつ戦略的な都市交通施策を明らかにするための計画である。

また、マスタープランは、長期的な展望のもとで計画的、効率的に施策展開を図っていくための基本指針であるとともに、市民・事業者・行政などの様々な主体が協働により進めていくために共有すべき指針である。

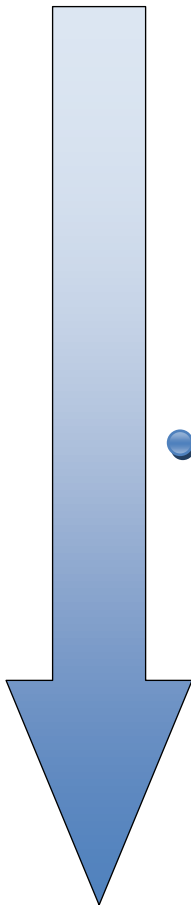
第5次草津市総合計画

(平成22年～平成32年：11年間)



草津市都市計画マスタープラン

(平成18年～平成32年：15年間)



市政の総合的かつ基本的な指針

草津市が目指す新しいまちづくりの基本方向を示し、都市づくりの理念および将来の目標、都市像およびこれを実現するための施策を示している

草津市の特徴・特性を活かしたまちづくりの方向性を具体的に示す指針

総合計画などを上位計画として、地域ごとのまちづくりの課題と方針を示すことにより、より地域に根ざした都市計画を進めることを目指している

滋賀県全体（広域的な政策）に関連する計画

- ・滋賀県基本構想（平成19年～平成42年）
- ・滋賀交通ビジョン（平成26年～平成42年ごろ）
- ・びわこ文化公園都市将来ビジョン

交通に関連する計画

- ・草津市地域公共交通総合連携計画（平成22年～平成31年）
- ・第9次草津市交通安全計画（平成23年～平成27年）

まちづくりに関連する計画

- ・草津市中心市街地活性化基本計画（平成26年～平成30年）
- ・草津川跡地利用基本計画
- ・草津市バリアフリー基本構想（平成22年～平成26年）
- ・第2次草津市環境基本計画（平成23年～平成32年）

交通に関連する条例

- ・草津市自転車等駐車秩序の確立に関する条例
- ・草津市自転車の安全で安心な利用の促進に関する条例

草津市都市交通マスタープラン

(平成26年～概ね20年後)



草津市総合交通戦略

(平成26年～平成32年)

草津市の交通施策のあり方を示す指針

上位計画・関連計画等で掲げられている将来都市構造の実現に向けて、草津市の将来交通体系として目指すべき姿を明らかにし、それを達成するための基本理念および方針を示し、将来交通計画を立案する

交通施策の戦略的な計画

都市交通マスタープランで立案された将来交通計画の短期的な計画となるもので、重点的かつ迅速な施策展開を図るための戦略的な計画となる

図 草津市都市交通マスタープラン 及び 草津市総合交通戦略の位置付け

1.5 交通まちづくりの進め方

草津市における今後の都市交通施策の展開は、上位計画・関連計画等で掲げられている将来都市構造の実現を目標とした交通まちづくり※の基本理念、基本方針及び草津市の将来交通体系として目指すべき姿である将来交通計画に基づいて推進する。

都市交通施策に関しては、都市交通マスタープランの戦略的な計画となる草津市総合交通戦略に基づいて推進する。

その際、都市交通施策については、社会経済情勢の変化やそれに伴う市民の価値観の変化、上位・関連計画との整合、行財政状況の変化、まちづくり事業の展開状況などに柔軟に対応しながら、横断的かつ優先順位を考慮した事業の推進や変化に応じた計画の見直し、あるいは新たな施策の提案など、効果的かつ効率的に事業を推進していくことが求められる。

そのため、総合交通戦略に定めた施策（PLAN）を状況に応じて適宜実施（DO）し、大きな節目ごとに、地域や企業・事業所、交通事業者、交通管理者等の関係者とともに、その時々社会経済情勢等を踏まえて確認・検証（CHECK）し、施策の見直し・改善（ACTION）を行う一連の流れで取り組むことを基本とする。

※ 交通施策を軸として、これからの時代にふさわしい豊かで活力のあるまちづくりを進めようとするもの

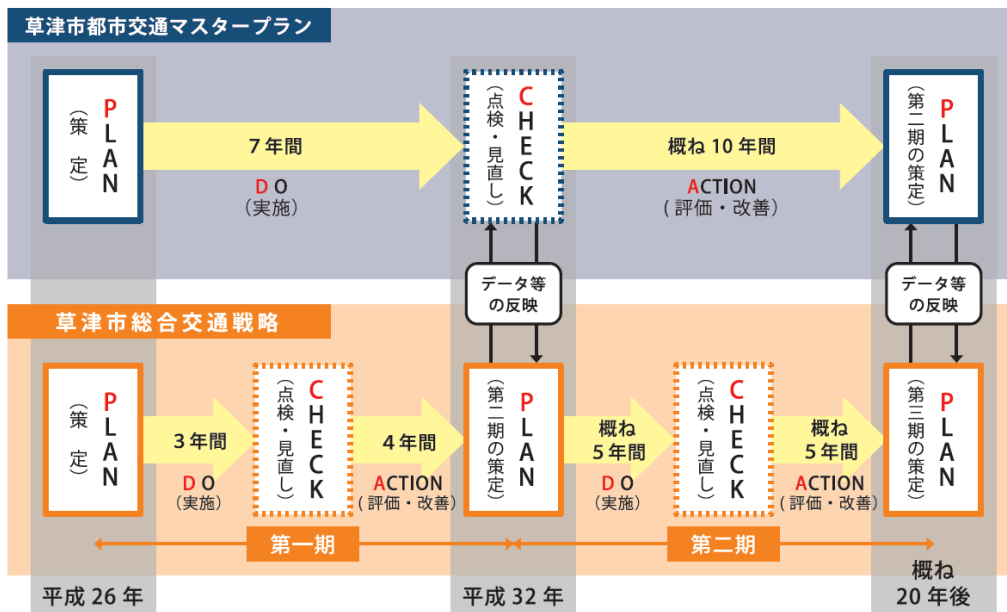


図 草津市都市交通マスタープランと草津市総合交通戦略の進め方

1.6 計画の構成

都市構造や交通状況の面から草津市を取り巻く現状を整理するとともに、平成 24 年度に実施したアンケート調査から市民ニーズを整理し、草津市における都市交通課題を抽出する。

また、上位計画や関連計画等を踏まえ、草津市が取り組む交通まちづくりの方向性を明らかにした上で、交通まちづくりの目標を明らかにし、その達成に向けた交通施策のあり方を示す「都市交通マスタープラン」や、目標の達成に向けた戦略的な計画を示す「総合交通戦略」を策定する。

